

令和8年4月1日付け採用 いなべ総合学園高等学校 会計年度任用職員
(学校労務員)募集案内

三重県立いなべ総合学園高等学校では、次のとおり会計年度任用職員(学校労務員)を募集します。

1. 募集する職種、募集人数、職務内容等

職務種別	募集人員	職務内容・勤務条件等
学校労務員	2名	別紙

2. 勤務場所

三重県立いなべ総合学園高等学校(三重県いなべ市員弁町御園632番地)

3. 応募資格

(1)次のいずれかに該当する人は応募することができません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの
- ・三重県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日(昭和22年5月3日)以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(2)年齢制限はありません。

4. 職務内容・勤務条件等

別紙を参照のこと

5. 採用選考

(1)選考方法 :面接によります。

(2)面接日時・場所 :各応募者に別途連絡します。

(3)結果通知 :選考後速やかに書面又は電話で応募者に連絡します。

また、不採用の方には履歴書をお返します。

6. 応募方法

履歴書(市販のもので可、写真貼付のもの)を申込期限までに以下の応募先まで直接持参又は郵送してください。なお、郵送の場合は、必ず応募先まで到着確認をしてください。また、面接日時の連絡調整を行うため、平日の日中に連絡のつく連絡先(携帯電話番号等)を必ず記載してください。

7. 応募期限

令和8年2月13日(金)12時

※応募があり次第、順次面接を実施していくため、期限前に募集締切となる場合があります。

8. 応募先

〒511-0222

三重県いなべ市員弁町御園632番地

三重県立いなべ総合学園高等学校

担当:事務室 田中

電話:0594-74-2006

【別紙】

職務内容・勤務条件等(学校労務員)

1 募集人員 2名

2 雇用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 再度任用の有無 有(条件有)

4 職務内容等

職種 会計年度任用職員

職名 学校労務員

職務内容 学校環境及び施設の整備、その他校長が認めるもの

通勤 車通勤可能

資格等 地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない人

試用期間 任用の日から1か月

5 勤務形態等

(1)勤務日及び勤務時間(次のいずれか)

①任用期間中200日かつ休憩時間を除き1日7時間30分の勤務

②任用期間中228日かつ休憩時間を除き1日6時間30分の勤務

(2)所定勤務時間を超える勤務の有無

原則無し

(3)休日

勤務日以外の日(原則、土日、祝日及び年末年始は休日とする。ただし勤務の割振り
があつた場合を除く)

(4)休暇制度

任用の日から6ヶ月経過後、県の規定の定めるところにより付与

6 勤務場所

三重県いなべ市員弁町御園632番地

三重県立いなべ総合学園高等学校

7 報酬及び期末手当

報酬等 日額9,560円(地域手当相当の報酬額を含む)

手当 通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当に相当する報酬を規定に基づき支給

期末勤勉手当	任用期間が6か月以上で、任用期間中の1週間当たりの平均勤務時間が15時間30分以上の者に対し、年2回(6月及び12月)、規定に基づき支給
退職手当	なし
報酬支払日	翌月21日(期末手当を除く)(この日が休日の場合はその前日)
支払方法	口座振込
昇給	なし

8 退職

- ・任用期間が満了又は死亡した場合は、別に発令されることなく退職となる。
- ・辞職の申出は、所定の様式により原則30日前に書面により行うものとする。

9 服務

- ・地方公務員法の服務に関する規定が適用される(営利企業への従事等の制限を除く)。
- ・なお、営利企業への従事等をする場合、事前に届出書を提出するものとする。
- ・法令に基づく失職、懲戒処分、分限処分等がなされる場合もある。

10 その他

- ・公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、労働者災害補償保険法を適用する。
- ・加入要件に該当する場合は、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の対象となる。
- ・地方公務員法第22条の2第1項第1号による会計年度任用職員として任用する。

※勤務条件等の詳細、不明点については、下記までお問い合わせください。

事務担当 三重県立いなべ総合学園高等学校
事務室 田中
電話:0594-74-2006